

令和5年第7回堺市教育委員会議事録

開催日	令和5年6月14日(水)
場所	堺市役所 本館3階 大会議室3
会議種類	定例会
議案・報告	報告第19号 市長からの意見聴取(令和5年度堺市一般会計補正予算)について 議案第20号 堺市立図書館協議会委員の解任及び任命について 議案第21号 堺市博物館協議会委員の委嘱及び任命について 議案第22号 堺市社会教育委員の委嘱について 議案第23号 堺市立学校園教職員人事について
その他報告	①いじめ重大事態調査について(答申) ②いじめ重大事態調査について(学校調査の終了報告)
教育長	栗井明彦教育長
出席委員	河盛幹雄委員 宮本功委員 鈴木真由子委員 新谷奈津子委員 長田翼委員
事務局出席者	山寄久樹教育次長 伊藤修士教委総務部長 岩井伸司教委総務課長 森浦稔教職員人事部長 志波政宏教職員人事課長 富岡重幸学校教育部長 川端一学生徒指導課長 懸樋修三地域教育支援部長 北野勝美地域教育振興課長 浦部文子中央図書館長 有澤隆司中央図書館総務課長 十河良和学芸課長 橋本宏司教育政策課長 森本恭明教育政策課長補佐 楠本奈央子教育政策課企画係長
開会宣言	午前10時00分
栗井明彦教育長	これより、令和5年第7回教育委員会を開会します。 本日は定例会です。 次に、教育政策課長補佐から、諸般の報告をします。
森本恭明教育政策課長補佐	報告いたします。 本日の会議には、教育長及びすべての委員が出席されています。 また、事務局におきましては長山教育監が欠席しています。案件に関する理事者は全員が出席しています。
栗井明彦教育長	これより、本日の会議を開きます。 先にお送りしました、令和5年第6回教育委員会議事録を承認することにご異議ございませんか。 ご異議なしと認めます。 よって、議事録は承認されました。
栗井明彦教育長	ここでお諮りいたします。 その他報告①「いじめ重大事態調査について(答申)」及びその他報告②「いじめ重大事態調査について(学校調査の終了報告)」については、関係児童生徒等のプライバシー保護のため、 日程第1「報告第19号 市長からの意見聴取(令和5年度堺市一般会計補正予算)について」は、報道発表等による公表前のため、 日程第2「議案第20号 堺市立図書館協議会委員の解任及び任命について」 日程第3「議案第21号 堺市博物館協議会委員の委嘱及び任命について」、 日程第4「議案第22号 堺市社会教育委員の委嘱について」、 日程第5「議案第23号 堺市立学校園教職員人事について」については、人事に関する案件のため、秘密会とすることにご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 それでは、これより秘密会となりますので、関係者以外の退席を求めます。

(日程第1報告第19号～日程第5議案第23号、その他報告①、②は秘密会)	
【その他報告①】	いじめ重大事態調査について(答申)
栗井明彦教育長	それでは、その他報告① 「いじめ重大事態調査について(答申)」を報告します。 詳細については、担当課長より説明します。
【説明(要旨)】 川端一生生徒指導課長	教育委員会から堺市いじめ防止等対策推進委員会(第三者委員会)に諮問し、調査審議された、いじめ防止対策推進法第28条第1項のいじめ重大事態に関する答申内容(いじめ重大事態調査報告書)について報告するものです。
【その他報告②】	いじめ重大事態調査について(学校調査の終了報告)
栗井明彦教育長	それでは、その他報告② 「いじめ重大事態調査について(学校調査の終了報告)」を報告します。 詳細については、担当課長より説明します。
【説明(要旨)】 川端一生生徒指導課長	学校が主体で調査した、いじめ防止対策推進法第28条第1項のいじめ重大事態に関する2件の調査結果報告書について報告するものです。
【案 件】	日程第1 報告第19号 市長からの意見聴取(令和5年度堺市一般会計補正予算)について
栗井明彦教育長	それでは、日程に入ります。 日程第1 「報告第19号 市長からの意見聴取(令和5年度堺市一般会計補正予算)について」を、議題とします。 提案理由を説明してください。
【説 明】 岩井伸司教委総務課長	報告第19号 市長からの意見聴取(令和5年度堺市一般会計補正予算)について説明いたします。 本件は、令和5年第3回市議会(臨時会)に提出する議案に関して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたものです。 本件は、教育委員会の議決事項ではありますが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和5年6月13日、教育長において臨時に代理しましたので報告し、承認を求めるものです。 第1表、歳出予算補正をご覧ください。 教育委員会が所管する現計予算に係る歳出予算の補正額は、13億2,801万円の増額となっています。 説明資料をご覧ください。 補正予算の内容の1点目は、物価高騰等に直面する保護者の経済的負担を軽減するため、市立小学校・特別支援学校に通う子どもの学校給食費を無償化するものであり、12億7,417万8千円の増額補正です。対象期間は、令和5年8月分から令和6年3月分までです。 2点目は、食材費が高騰する中で、保護者負担を増やしたり、給食の質を下げたりすることなく、栄養バランスや量を保った学校給食を実施するため、食材費の増額分を市が負担するものであり、5,383万2千円です。 対象は、市立小学校・中学校・特別支援学校で、期間は、令和5年8月分から令和6年3月分までです。 説明は以上です。
栗井明彦教育長	説明が終わりました。 本件について、ご意見・ご質問はありませんか。

長田委員	補正予算の財源は国の補助金等を活用しているのでしょうか。
岩井伸司教委総務課長	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しております。
栗井明彦教育長	他にご意見、ご質問はございませんか。よろしいでしょうか それでは、ご意見、ご質問なしと認めます。 本件については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり承認されました。
【採 決】	承認
【案 件】	日程第2 議案第20号 堺市立図書館協議会委員の解任及び任命について
栗井明彦教育長	次に、日程第2 「議案第20号 堺市立図書館協議会委員の解任及び任命について」を、議題とします。 提案理由を説明してください。
【説 明】 有澤隆司中央図書館総務課長	議案第20号 堺市立図書館協議会委員の解任及び任命について説明いたします。 堺市立図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行うサービスにつき、館長に対して意見を述べる機関として設置されています。 その委員構成については、堺市立図書館条例第3条第2項において、学校教育及び社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命することと規定されています。 本議案は、今期（令和3年9月1日～令和5年8月31日）図書館協議会委員10名のうち1名から辞任の申し出があったため、図書館法第15条及び堺市立図書館条例第3条第5項の規定に基づき、その委員の解任及び補欠委員候補者の任命について審議いただくものです。 解任する委員、また、補欠委員候補者については、以下のとおりです。任命する委員については、図書館行政の推進にあたり、広く意見を聴取するに適任であると考えております。 1 解任について (1) 解任する委員 堺市立新浅香山小学校 校長 北庄司 愛浩 (2) 解任理由 本人より辞任の申し出があったもの (3) 解任予定日 令和5年6月14日 2 任命について (1) 任命する委員 堺市立大泉中学校 校長 米澤 昭子 (2) 任命根拠 堺市立図書館条例第3条第2項に定める学校教育関係者 (3) 任命予定日 令和5年6月14日 なお、任期につきましては、堺市立図書館条例第3条第5項により前任者の残任期間とするとなっておりますので、令和5年8月31日までです。 説明は以上です。
栗井明彦教育長	説明が終わりました。 本件について、ご意見・ご質問はありませんか。 ご意見、ご質問なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決

【案 件】	日程第 3 議案第 21 号 堺市博物館協議会委員の委嘱及び任命について
粟井明彦教育長	次に、日程第 3 「議案第 21 号 堺市博物館協議会委員の委嘱及び任命について」を、議題とします。 提案理由を説明してください。
【説 明】 十河良和学芸課長	議案第 21 号 堺市博物館協議会委員の委嘱及び任命について説明いたします。 令和 5 年 6 月 30 日をもって、2 年間の任期で委嘱及び任命した委員 9 名が任期満了となるため、新委員の委嘱及び任命について審議いただくものです。 博物館協議会は、博物館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、博物館法などによって設置されています。その委員構成については、博物館法施行規則第 22 条及び堺市博物館条例第 8 条に規定されており、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱及び任命することとなっております。 資料の 4 ページに記載の新委員 10 名の委嘱及び任命につきまして上程するものです。 なお、各候補者の推薦理由につきましては、資料 5、6 ページに掲載のとおりであり、各候補者は博物館の運営にあたり、広く意見を聴取するに適任であると考えております。 任期については、令和 5 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの 2 年間で 説明は以上です。
粟井明彦教育長	説明が終わりました。 本件について、ご意見・ご質問はありませんか。 ご意見、ご質問なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決
【案 件】	日程第 4 議案第 22 号 堺市社会教育委員の委嘱について
粟井明彦教育長	次に、日程第 4 「議案第 22 号 堺市社会教育委員の委嘱について」を、議題とします。 提案理由を説明してください。
【説 明】 北野勝美地域教育 振興課長	議案第 22 号 堺市社会教育委員の委嘱について説明いたします。 令和 5 年 6 月 30 日をもって、2 年間の任期で委嘱した委員 10 名が任期満了となりますので、新委員の委嘱について審議いただくものです。 社会教育委員は、社会教育法第 15 条、堺市社会教育委員に関する条例第 1 条により、社会教育行政に広く助言や意見を述べるために社会教育委員を設置しています。 その委員構成については、堺市社会教育委員に関する条例第 2 条により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱することとなっております。 今回は、資料の 4 ページに氏名を掲載しているとおり、新委員 6 名の委嘱について上程するものです。 なお、今期の社会教育委員については、全体で 8 名の委嘱を予定しておりますが、推薦団体による人選が未定のため、暫定的に 6 名の委嘱となります。 また、学識経験者委員が現在の 4 名から 2 名減となりますが、今後、「社会教育関係団体への支援のあり方についての検討」や、「地域学校協働活動推進事業における制度設計」を会議のテーマとして予定しており、これらの取組に

	<p>対し専門的な見地から助言を得たいことや、地域の実情に精通していることを考慮し、人選を行っているところでございます。</p> <p>各候補者の推薦理由につきましては、5 ページに掲載のとおりであり、社会教育行政の推進にあたり、広く意見を聴取するに適任であると考えております。</p> <p>任期につきましては、令和5年7月1日から令和7年6月30日までの2年間です。</p> <p>説明は以上です。</p>
粟井明彦教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり可決されました。</p>
【採 決】	可決
【案 件】	日程第5 議案第23号 堺市立学校園教職員人事について
粟井明彦教育長	<p>次に、日程第5</p> <p>「議案第23号 堺市立学校園教職員人事について」を、議題とします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
【説明（要旨）】 志波政宏教職員人事課長	堺市立学校園教職員の人事異動について、堺市立神石小学校に関する人事案を上程するものです。
【採 決】	可決
閉 会 宣 言	午前10時31分
粟井明彦教育長	<p>以上で、本定例会に付議されました案件は、全て議了しました。</p> <p>これをもって、令和5年第7回教育委員会を閉会します。</p>